

仕 様 書

1 業務名

街路ごみ容器撤去及び処分等業務

2 概要

本仕様書（別紙を含む。）に基づき、分別型街路ごみ容器（以下、「既存ごみ容器」という。）を撤去及び処分し、同箇所にデジタル技術を活用した街路ごみ容器（以下、「新規ごみ容器」という。）を設置する。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和7年7月31日まで

4 業務内容

(1) 業務実施計画書の作成

受注者は、契約締結後、既存ごみ容器の周辺状況等を確認すること。また、以下の事項を記載した業務実施計画書を提出すること。

なお、以下(3)及び(4)の業務については、夜間（22時～翌6時）に実施し、具体的な実施時期は、別途発注者が指示するものとし、このことを踏まえた内容とすること。

ア 業務工程表

イ 施工方法（周辺平面図、構造図、舗装復旧平面図、舗装復旧断面図等）

ウ 安全管理の内容及び歩道等規制方法（安全誘導図等）

エ その他、関係法令・関連規定等に基づき必要となる事項

(2) 許可等の取得

受注者は、業務履行に当たり、道路使用許可など適宜必要な許可等を取得すること。

(3) 既存ごみ容器及び基礎の撤去

受注者は、下表の所在地（別紙1）の既存ごみ容器（6基）及びその基礎を撤去すること。

項番	所在地
①	中区堀川町4番 広島アサヒビール館前
②	中区基町11番 広島紙屋町ビル前
③	中区紙屋町二丁目2番12号 信和広島ビル前
④	中区本通7番21号 セブンビル前
⑤	中区中町7番41号 広島三栄ビル前
⑥	中区国泰寺町一丁目4番21号 中区役所前

(4) 新規基礎の設置

受注者は、別紙2に基づき、新規ごみ容器の基礎を設置すること。

なお、基礎設置後の舗装復旧については、周辺の舗装と同等以上の材料で復旧するものとし、復旧に用いる材料は、事前に発注者の確認を受けること。

(5) 新規ごみ容器の固定作業への立ち会い

新規ごみ容器及び当該容器の固定に必要な物品の納品並びに固定作業については、別の事業者により行うこととしており、受注者は、当該固定作業に立ち会い、必要に応じて助言を行うこと。なお、立ち会いの日時については、別途指示する。

(6) 廃棄物の処分

受注者は、業務履行に当たり発生する廃棄物（既存ごみ容器を含む。）及び発注者が保管する廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守のうえ、産業廃棄物として収集し、処理施設において適正に処分すること。

ア 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業区分：_____	事業区分：_____
産業廃棄物の種類：_____	産業廃棄物の種類：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

産業廃棄物の種類
別表のとおり

ウ 輸入廃棄物の有無

発注者が、受託者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 _____

エ 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____

所在地： _____

処分の方法： _____

施設の処理能力： _____

オ 最終処分の場所、方法及び処理能力

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）は次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

カ 収集・運搬過程における積替保管

（注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること）

① 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

② 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③ 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

キ 適正処理に必要な情報の提供

(ア) 適正処理に必要な情報は、次のとおりとする。

- ・ 産業廃棄物の性状及び荷姿：別表のとおり
- ・ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：無
- ・ 混合等により生じる支障：無
- ・ 日本工業規格（JIS）C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：無
- ・ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項：無
- ・ その他取扱いの注意事項：無

(イ) 発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生じるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議の上、定めることとする。

ク 契約を解除した場合の措置

契約を解除した場合において、産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者は、次の措置を講じなければならない。

(ア) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(イ) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

(ウ) 上記の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行うものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

5 業務実施報告書の提出

受注者は、業務終了後、以下の事項を記載した業務実施報告書を提出すること。

(1) 履行写真

ア 既存ごみ容器と基礎に係る撤去前及び撤去後の写真

イ 新規ごみ容器の基礎設置後の写真

ウ 「ア」及び「イ」以外の履行状況写真（仕様書及び業務実施計画書に基づく履行状況の記録）

エ 安全管理写真（安全管理の実施状況の記録）

オ 舗装復旧で用いた材料の写真（材料の品質と寸法の記録）

- (2) 業務履行に当たり、取得した許可書等の写し
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (4) その他、本市が別途指示する事項

6 その他

- (1) 法令等を遵守し、適正に行うこと。
- (2) 本業務の関係者との連携を緊密にとりながら進めること。
- (3) 業務中にトラブルが発生したときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者と協議して業務を履行すること。
- (4) 受注者が、業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- (5) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。
- (6) 受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。